

実験科目についての提案

【ご意見・ご要望】(投稿日:2025 年 9 月 8 日)

自分は現在、中高教諭一種免許状(理科)の取得を目指している博士後期課程学生です。

自分は大学入学当初から理科教職免許状取得を目指し、実験科目について、学部生の頃に地球科学実験及び基礎化学実験を履修し、博士後期課程で生物学実習を履修しました。

KULASIS のお知らせにて、「[重要]中学校・高等学校教諭一種免許状(理科)の教職課程における実験科目の取扱いについて」という題名に添付された PDF には、「令和6年3月31日に大学に在学し卒業・退学するまでに各科目区分の必修・選択必修を一部しか修得できなかった場合、卒業・退学後に改正後科目区分において、必修とされる科目を全て修得する必要がある。」との記述があり、これは「学部を卒業するまでに実験科目の単位(自分の場合、地球科学実験と基礎化学実験)を履修したとしても、博士後期課程では実験科目全ての単位を改めて取り直す必要がある。」ということを意味します。

このことは、以下の2点で問題があると考えます。

(1) 文部科学省は、今まで4つに分かれていた実験科目を「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の1つに統合することで、免許取得に必要な単位数を減らし、免許取得を促しているはずである。しかし、現状で自分は中学一種理科免許を取得するためには、学部・博士を合わせて結果的に合計6つの実験科目を取る必要がある、これは元々必要とされていた4つを上回っており、免許取得の難易度は上がっていると言える。これは省令改正の本来の主旨に反している。

(2) 文部科学省による「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第31号)」及び令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について(周知)」に関する質問回答集には、「改正省令の施行時に現に在学しているような者が、本省令改正によって予見可能性のない不利益を被ることのないよう、改正省令の施行日までに相当程度の期間を設けて公布することにより予見可能な状態とする」と書かれているが、そのような通知は令和6年度までに自分は受けておらず、予見不可能であった。これにより実際に自分は不利益(中学理科免許の取得難易度が上がった)を被っており、これは文部科学省の文書にある「不利益を被ることのないよう」という配慮に反する。

(1)に関しては、法令の問題なので大学側がこれを変更できないことは承知してい

ますが、(2)に関しては大学側が学生に対して通知する責務を怠った結果、設けられた経過措置を知らぬまま現在に至ってしまったと言えます。自分のみならず、複数年に渡って中学一種理科免許取得への履修計画を組む多くの学生が、このことで不利益を被っていると考えられます。この点に関して、理学部教務掛や全学共通科目の窓口にお問い合わせしたところ、学生に対して迷惑をかけてしまったことに対するお詫びは十分に受け取れましたが、学生に対して不利益を被らせたことに対する具体的解決案は示されていません。

ここで1つ提案なのですが、今年度後期に新制度に対応した「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」という科目を新しく開講してはいかがでしょうか。教職課程認定などの問題があるかと思いますが、もし仮にこれが実現すれば、この1科目を履修することで、多くの中学一種理科免許取得を目指す学生は一定程度救われると思います。(この科目を新しく取る必要性はでてきますが、少なくとも自分のように、合計して6つも実験科目を履修しなければならないというような事態にはならないはずです。)

京都大学として、「物理学実験」「基礎化学実験」「生物学実習」「地球科学実験」の4つを別の科目として扱う必要があると考えていることは十分理解しています。各実験科目を履修してきた身として、各科目には担当の先生方ならではの工夫が凝らされていて、京都大学の実験科目だからこそ学べる特色があり、その一部を切り取って統合するのが難しいのわかります。

しかし、大学側の情報伝達の不備によって、一度修得した科目と実質的に同一の内容を再履修せざるを得ない現状は、教育的意義を見出し難いものであり、形式的な単位充足のための学びになってしまいます。この現状は学生の時間を浪費させ、学習意欲を著しく低下させるものになっています。学生としての時間は有限なので、再履修に費やす時間があるのなら、専門技能の深化や新しい知見獲得のための時間に充てた方が有益です。「予見不可能な不利益」が現実化している以上、大学は通知の責務を怠ったことを認め、不利益を被った学生を救済するための実効性のある代替措置を講じるべきであると考えます。

大学側としての、納得のいく説明と、早急な解決策の提示を強く望みます。

【回答】(回答日:2026年3月18日)
(回答部署:学務部教務企画課)

令和5年9月の法令改正に伴い、令和6年度より科目区分が改正されました。本学では、この改正に関する経過措置の解釈等について文部科学省へ疑義照会等を重ね、必要な対応を慎重に検討してまいりました。その結果、学生の皆様への通知が遅れることとなり、教職課程を履修されている皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

本学には複数年にわたり教職課程の履修を計画している学生が在籍していることを踏まえ、大学として可能な対応策を検討してまいりました。その結果、中学校一種免許状(理科)の科目区分である「物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験」の4つの実験科目の一般的包括的な内容を含む新たな授業科目「理科総合実験」を新設することといたしました。

この新設科目を履修することで、当該区分の要件を1科目で満たすことが可能となり、複数の実験科目をすべて再履修する必要が生じることを避けられるようになります。

今後は、このような通知の遅れが生じることをないよう、迅速かつ的確な情報提供に努めてまいります。